

Up Rookies 規約

(第1条) 名称・所在地

本クラブは、Up Rookies (梓川バスケットボールクラブ) (以下、アップル) と称し、松本市梓川の体育館を活動の拠点とする。

(第2条) 目的

バスケットボールをとおして、選手たちが誰からも応援される人を目指すため。

アップルは、中学校の部活動に替わる活動の主体を目指し、中学生あるいは小学生のスポーツ・文化活動の支援に関する活動を行うことを目的とする。アップルの活動は、スポーツ庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を踏まえたものとする。

(第3条) 活動

Up Rookies は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 休日および平日の中学生あるいは小学生のスポーツ・文化活動を支援する活動
- (2) 合同練習、練習試合、リーグ戦、大会等への参加
- (3) 地域の子どもたちの交流を支援する活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(第4条) 入会資格及び手続き

アップルに入会できる者 (以下、「会員」という。) は、本規約および入会条件に賛同し指導者の承認を得た中学校3年生以下の児童・生徒、かつ、アップルが定めるスポーツを行うに適した者とする。又、保護者による許可を条件とし、保護者もこちらが定める規約を遵守することとする。

ここでいう、スポーツを行うに適した者とは、

- ・夢 (自分の目標) を語る (自分を表現する) ことができる。
- ・「当たり前のことを当たり前でできる」「(学校の約束などを) 守れる」
- ・大人 (教師も含む) や仲間 (アップルの仲間) に対して、敬意をもっている。

(第5条) 誓約について

会員及び保護者は、以下の誓約を遵守すること。

- 規約に記載されている入会資格の各項目を必ず守る。
- 活動中の怪我や事故、指導者および保護者の送迎中の事故に関しては、保険の範囲内で対処することとし、アップル側への責任は一切問わない。
- 指導方法、選手起用、采配については、指導者に一任する。選手・保護者が決して口を出さない。
- バスケットボールの競技中はもちろん、行き帰り等においても、アップルの仲間・指導者・保護者の方に敬意ある言葉や態度で接する。又、日頃の言動、行動も大切にす。
- 自らのクラブはもちろん、他チームも批判するような言動は決して行わない。
- アップルの方針を理解し、秩序、ルールを乱す行為は行わない。
- 周りの保護者を巻き込んだトラブルを決して起こさない。
- 保護者は、練習や試合に関して、子どもに過剰にアドバイスをしない。関わらない。

□自分自身で自律して行動する力を養わせるために、練習試合や大会では、車を降りてから解散するまで、保護者は子どもたちに自ら関わらない。

□会員は、保護者と別れてから解散するまで、保護者のところには行かない。チームとして行動し、自分たちで課題を解決することに集中する。

□練習試合や大会での声援は、基本的に拍手のみで、子どもたちのがんばりを温かく見守ること。

□誓約や規約を破った言動・行動がみられたり、クラブの秩序を乱したりした場合は、いかなる処遇にも従うこと。

(第6条) 会費

会費は、別に定める会費を納入するものとする。

(第7条) 会費の返還

既納の会費およびその他の拠出金品は返還しない。

(第8条) 遵守事項

会員及び保護者は、本規約、入会資料の内容を遵守すると共に、大会等各会場での諸規則に従うものとする。

(第9条) 活動期間

クラブの活動期間は原則として毎年4月～翌年3月末までの1年間とする。

(第10条) 届出事項の変更

会員は、クラブに届け出た氏名、住所、電話番号などについて変更があった場合、速やかに指導者へ届け出るものとする。

(第11条) 入会

初回の体験のみ無料、それ以降の練習は体験であっても費用（1回500円）が発生する。

(第12条) 休会

会員が都合により休会する場合は、休会を希望する月の前月末までに指導者に申し出る。

(第13条) 退会

会員が都合により退会する場合は、退会を希望する月の前月末までに指導者に申し出る。

なお、練習に2ヵ月以上参加しない会員及び休会状態が2ヵ月以上続いている会員については、指導者の判断で退会とすることができる。

(第14条) 継続

会員が年度を越えて継続する場合には、継続手続きを行う。

(第15条) 指導者

指導者は、第2条の目的を達成するため、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という。）が示す指導者養成の理念に基づいて自ら学び、熱意をもって指導を行うものとする。指導者は、日本バスケットボール協会の公認ライセンスを有する。

(第16条) 保険

クラブの会員及び指導者は、原則としてスポーツ安全保険に加入する。クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。

なお、保険未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わないものとする。

(第17条) 負傷時の処置

会員が活動中(練習、試合、移動中)に怪我をした場合、アップルにおいて応急処置は行うが、その後の処置については責任を負わない。

(第18条) 除名

会員(保護者含む)が次の事項等に該当するとき、会員として不適格と判断した者に対し、除名することができる。

- (1)規約第3条・第4条・第5条の遵守事項に違反したとき。又は違反したと指導者が判断したとき。
- (2)アップルの名誉と品格を著しく阻害したとき。
- (3)仲間や指導者を大切にしないなど、アップルの輪を乱すような言動・行動がみられたとき。
- (4)諸費用を2ヶ月以上滞納したとき。

(第19条) 免責

会員は、活動中における盗難、傷害、その他の事故については保険の範囲内で対処することとし、アップルに対し何ら損害賠償を求めないこととする。

(第20条) 会員情報取扱

入会・継続手続き時に取得する個人情報は、登録業務、アップル内業務、会員内連絡、大会参加等の際にのみ使用するものとする。

(第21条) 役員等

アップルには、次の役職を置く。役員は指導者が兼任し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・代表(指導者兼任) 1名
- ・副代表 若干名
- ・事務局長 1名
- ・監事 2名
- ・運営委員 必要な人数

(第22条) 会議

アップルには、次の会議を置く。

- ・運営委員会
- ・指導者会(役員会)
- ・総会

(第23条) 総会

年度末に開催する「保護者説明会」を以て総会とする。

総会では次年度の活動方針、諸費用等について説明し、継続及び新規入会の判断を仰ぐものとする。

(第24条) 役員会

随時開催する「指導者会」を以て役員会とし、クラブの運営方針、指導計画等について協議する。

(第25条) 会計

アップルの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

アップルは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(第26条) クラブの解散

クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産

(第27条) 規約の改正

本規約は、指導者会の決議を以って随時改正することができる。

(第28条) 所属

クラブは2025年度より協会登録チームとして協会指針に従い活動する。

(第29条) その他

この規約に定めのない事項及び運営上必要な規則等については、指導者会の決議により定める。

(附則)

この規約は、2026年4月1日から施行する。

2025年 8月8日 現在